

令和5年度

厚生年金保険・国民年金事業の概況

令和6年12月

厚生労働省年金局

令和5年度厚生年金保険・国民年金事業の概況

I. 公的年金制度の概況

(1) 適用状況

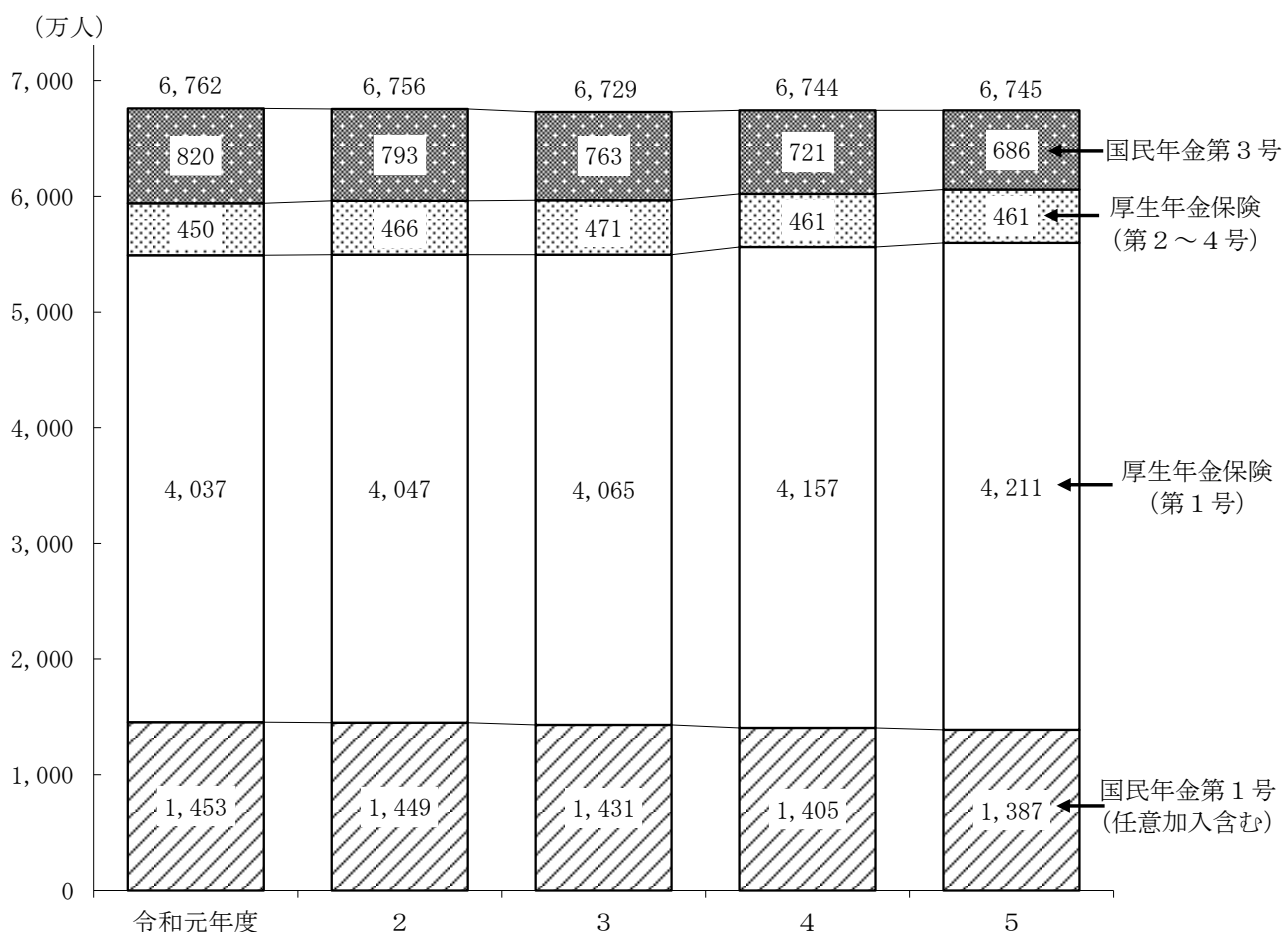
公的年金被保険者数は、令和5年度末現在で6,745万人となっており、前年度末に比べて1万人(0.0%)増加している。

国民年金の第1号被保険者数(任意加入被保険者を含む)は、令和5年度末現在で1,387万人となっており、前年度末に比べて18万人(1.3%)減少している。

厚生年金被保険者数(第1～4号)は、令和5年度末現在で4,672万人(うち第1号4,211万人、第2～4号461万人)となっており、前年度末に比べて54万人(1.2%)増加している。

国民年金の第3号被保険者数は、令和5年度末現在で686万人となっており、前年度末に比べて36万人(4.9%)減少している。

図1 公的年金被保険者数の推移(年度末現在)



注. 厚生年金被保険者には、国民年金第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する被保険者が含まれている。

公的年金被保険者数を男女別にみると、男子は3,523万人となっており、前年度末に比べて3万人(0.1%)増加している。また、女子は3,222万人となっており、前年度末に比べて2万人(0.1%)減少している。

表1 男女別公的年金被保険者数

(令和5年度末現在、単位：万人)

	総数	国民年金 第1号 被保険者	厚生年金被保険者 (国民年金第2号被保険者等)		国民年金 第3号 被保険者	
			厚生年金保険 (第1号)	厚生年金保険 (第2～4号)		
総数	6,745	1,387	4,672	4,211	461	686
男子	3,523	731	2,779	2,512	267	13
女子	3,222	656	1,892	1,699	194	673

注1. 国民年金第1号被保険者には、任意加入被保険者を含む。

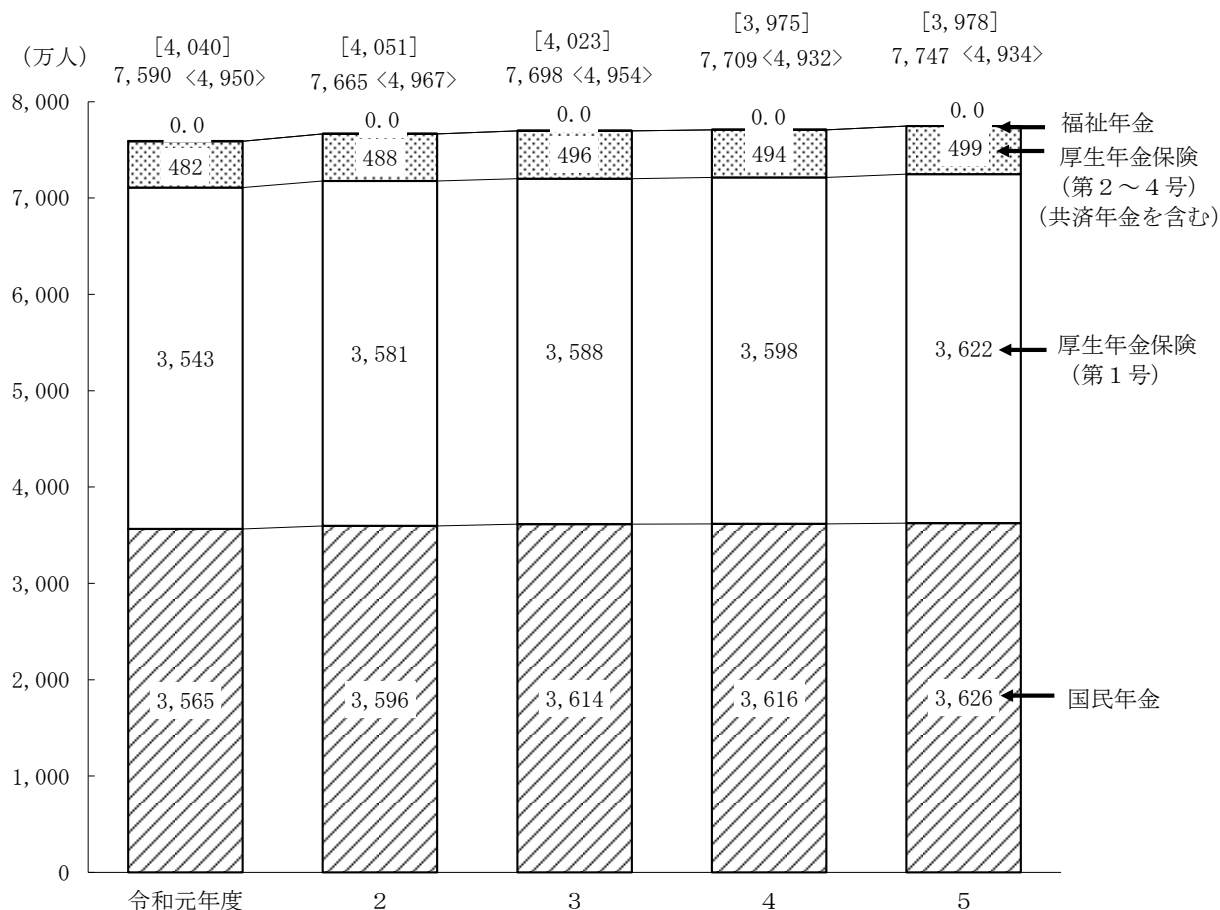
2. 厚生年金被保険者には、国民年金第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する被保険者が含まれている。

(2) 給付状況

公的年金受給者数（延人数）は、令和5年度末現在で7,747万人となっており、前年度末に比べて38万人（0.5%）増加している。

重複のない公的年金の実受給権者数は、令和5年度末現在で3,978万人であり、前年度末に比べて2万人（0.1%）増加している。

図2 公的年金受給者数の推移（年度末現在）



注1. < >内は厚生年金保険（第1号）と基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の重複分を控除した場合の受給者数である。

2. []内は重複のない実受給権者数である。

3. 厚生年金保険（第1号）の受給者は、厚生年金保険受給者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給者及び短期要件分の遺族厚生年金受給者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者を計上している。

4. 厚生年金保険（第2～4号）の受給者は、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団から支給される、厚生年金又は共済年金の受給者を計上している。

公的年金受給者の年金総額は、令和5年度末現在で56兆8,281億円となっており、前年度末に比べて1兆1,069億円（2.0%）増加している。

表2 公的年金受給者の年金総額の推移

（年度末現在、単位：億円）

	総数	国民年金	厚生年金保険 (共済年金を含む)			福祉年金
			厚生年金保険 (第1号)	厚生年金保険 (第2～4号) (共済年金を含む)		
令和元年度	556,262	239,742	316,519	254,965	61,554	0
2	560,078	243,212	316,866	255,715	61,151	0
3	560,674	244,997	315,677	254,996	60,681	0
4	557,211	244,936	312,275	253,087	59,188	0
5	568,281	251,109	317,171	257,560	59,611	0

- 注1. 受給者の年金総額とは、年度末現在の受給者について、その時点で決定済の年金額（年額）を合計したものである。また、年金額には一部支給停止されている金額を含む。
2. 厚生年金保険（第1号）受給者の年金総額は、老齢給付及び遺族年金（長期要件）については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金被保険者期間に係る年金総額を、平成27年10月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金（短期要件）については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて算出した年金総額を計上している。
3. 厚生年金保険（第2～4号）の受給者の年金総額は、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団から支給される、厚生年金又は共済年金の年金総額を計上している。
4. 厚生年金保険（第2～4号）の数値には、共済年金の職域加算部分を含む。

II. 厚生年金保険

この統計では基本的に、被用者年金一元化により新たに厚生年金保険の適用対象となった、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団の情報を含まない。

(1) 適用状況

令和5年度末現在の適用事業所数は、279.1万か所であり、前年度末に比べて10.3万か所(3.8%)増加している。

被保険者数は、令和5年度末現在で4,211万人となっており、前年度末に比べて54万人(1.3%)増加している。男女別にみると、男子は2,512万人(対前年度末比14万人、0.6%増)、女子は1,699万人(対前年度末比40万人、2.4%増)となっている。

短時間労働者数は、令和5年度末現在で92万人となっており、前年度末に比べて10万人(11.7%)増加している。男女別にみると、男子は22万人(対前年度末比2万人、8.9%増)、女子は70万人(対前年度末比8万人、12.7%増)となっている。

育児休業等期間中(産前産後休業期間を含む)の保険料免除者数は、令和5年度末現在で50万人であり、前年度末に比べて1.3万人(2.6%)増加している。男女別にみると、男子は3万人(対前年度末比0.7万人、28.6%増)、女子は47万人(対前年度末比1万人、1.2%増)となっている。

表3 厚生年金保険(第1号) 適用状況の推移

		(年度末現在)										
		事業所数 (千か所)	(再掲) 短時間 労働者 (千か所)	被保険者数(万人)			(再掲)短時間労働者数(万人)			(再掲)育児休業等保険料 免除者数(万人)		
				総数	男子	女子	総数	男子	女子	総数	男子	女子
	令和元年度	2,436	37	4,037	2,488	1,550	47	13	34	43	0.7	42
	2	2,509	38	4,047	2,479	1,569	53	14	39	45	1.0	44
	3	2,598	40	4,065	2,474	1,590	57	14	42	47	1.5	45
	4	2,688	91	4,157	2,498	1,659	82	20	62	49	2.5	46
	5	2,791	94	4,211	2,512	1,699	92	22	70	50	3.2	47
伸 び 率 (%)	令和元年度	4.2	5.7	1.4	0.8	2.5	8.6	4.3	10.3	5.1	65.4	4.5
	2	3.0	2.7	0.2	△ 0.4	1.2	12.3	6.6	14.4	5.0	35.2	4.5
	3	3.5	4.3	0.4	△ 0.2	1.4	7.4	5.1	8.2	3.8	47.0	2.9
	4	3.4	129.0	2.3	1.0	4.3	44.5	40.1	45.9	4.3	69.4	2.2
	5	3.8	3.6	1.3	0.6	2.4	11.7	8.9	12.7	2.6	28.6	1.2

注1. 事業所数には船舶所有者を含む。

2. 被保険者数及び育児休業等保険料免除者数の男子には船員・坑内員を含む。

3. 短時間労働者数の男子には坑内員を含む。

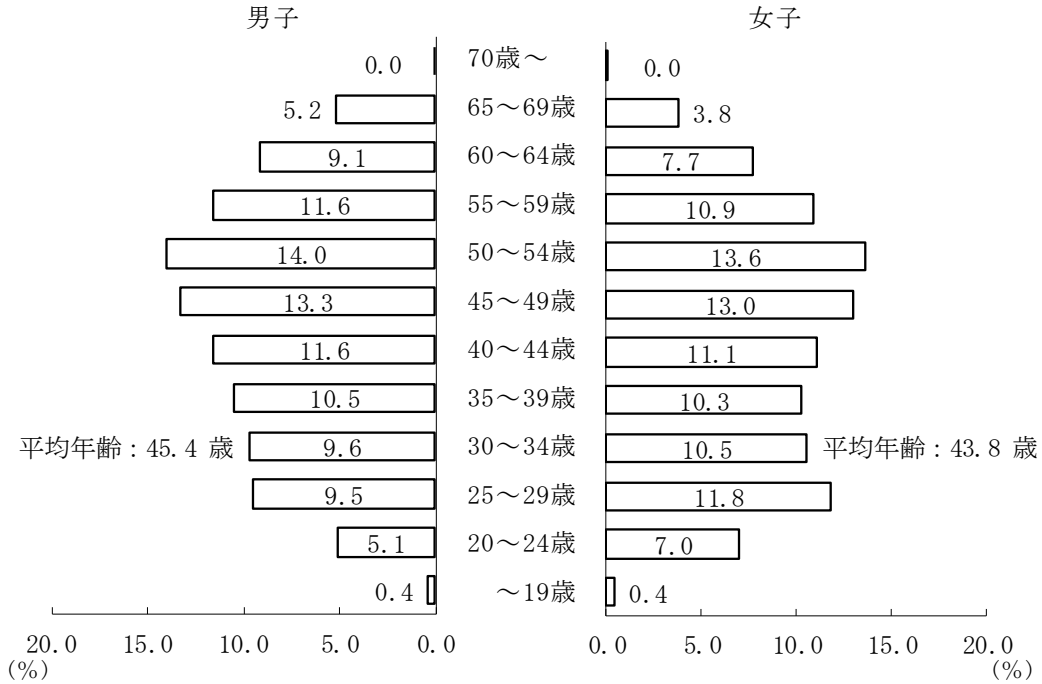
4. 令和5年度末の短時間労働者のうち、強制加入の事業所数は82,431、被保険者数は906,385人、任意加入の事業所数は11,591、被保険者数は12,306人である。

5. 育児休業等保険料免除者数には、産前産後休業期間の保険料免除者を含む。

6. 育児休業等保険料免除者数には、船員については、令和4年10月以降保険料免除の対象となった、育児休業等の開始日の属する月と終了日の翌日の属する月が同一であり、かつ、当該月に14日以上の子育休業等を取得した場合を含まない。

令和5年度末現在の被保険者の年齢構成は、男女共に50～54歳の割合が最も高くなっている。平均年齢は、男子は45.4歳、女子は43.8歳となっている。

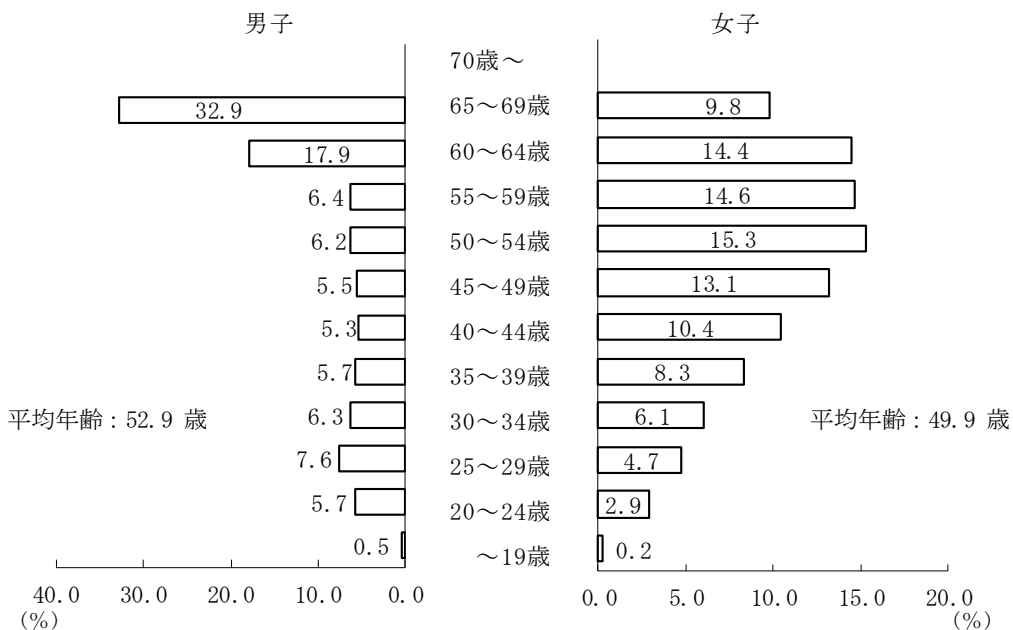
図3 厚生年金保険（第1号）被保険者の年齢構成（令和5年度末）



注. 男子には船員・坑内員を含む。

令和5年度末現在の短時間労働者の年齢構成は、男子は60～64歳、65～69歳の割合が他の年齢階級と比較して高くなっており、女子は50～54歳の割合が最も高くなっている。平均年齢は、男子は52.9歳、女子は49.9歳となっている。

図4 厚生年金保険（第1号）短時間労働者の年齢構成（令和5年度末）



注. 男子には坑内員を含む。

標準報酬月額平均は、令和5年度末現在で32万6千円(男子は37万円、女子は26万1千円)であり、前年度末に比べて1.6%増加している。令和5年度の年度平均についても、32万3千円(男子は36万7千円、女子は25万8千円)と、前年度に比べて1.2%増加している。

短時間労働者の標準報酬月額平均は、令和5年度末現在で15万2千円(男子は16万4千円、女子は14万8千円)であり、前年度末に比べて3.6%増加している。令和5年度の年度平均については、15万円(男子は16万2千円、女子は14万6千円)と、前年度に比べて1.4%増加している。

標準賞与額の1回当たりの平均は、令和5年度で44万円(男子は52万1千円、女子は31万2千円)であり、前年度に比べて0.3%減少している。

短時間労働者の標準賞与額の1回当たりの平均は、令和5年度で9万3千円(男子は11万6千円、女子は8万6千円)であり、前年度に比べて1.4%減少している。

一人当たり標準報酬額(総報酬ベース・年額)は、令和5年度で460万6千円(男子は528万7千円、女子は359万4千円)であり、前年度に比べて1.4%増加している。

短時間労働者の一人当たり標準報酬額(総報酬ベース・年額)は、令和5年度で190万8千円(男子は207万4千円、女子は185万4千円)であり、前年度に比べて1.3%増加している。

表4 厚生年金保険(第1号)の標準報酬月額等の推移

		標準報酬月額の平均 (年度末現在)						標準報酬月額の平均 (年度平均)					
					(再掲) 短時間労働者						(再掲) 短時間労働者		
		総数	男子	女子	総数	男子	女子	総数	男子	女子	総数	男子	女子
実数 (円)	令和元年度	314,798	357,226	246,693	146,999	160,307	141,984	312,996	355,229	244,951	146,026	159,335	140,866
	2	313,099	355,232	246,518	145,843	158,111	141,537	312,838	354,921	246,025	146,131	158,834	141,572
	3	318,593	361,563	251,727	148,938	160,714	144,923	315,728	358,232	249,290	147,527	159,516	143,373
	4	320,919	364,623	255,093	146,972	158,942	143,055	319,409	362,608	253,504	147,792	159,802	143,783
	5	326,159	370,412	260,712	152,267	164,347	148,448	323,319	367,238	257,994	149,920	162,032	146,009
伸び率 (%)	令和元年度	0.7	0.6	1.3	1.5	1.4	1.8	0.7	0.7	1.2	2.1	2.0	2.4
	2	△ 0.5	△ 0.6	△ 0.1	△ 0.8	△ 1.4	△ 0.3	△ 0.1	△ 0.1	0.4	0.1	△ 0.3	0.5
	3	1.8	1.8	2.1	2.1	1.6	2.4	0.9	0.9	1.3	1.0	0.4	1.3
	4	0.7	0.8	1.3	△ 1.3	△ 1.1	△ 1.3	1.2	1.2	1.7	0.2	0.2	0.3
	5	1.6	1.6	2.2	3.6	3.4	3.8	1.2	1.3	1.8	1.4	1.4	1.5

		標準賞与額1回当たりの平均						一人当たり標準報酬額 (総報酬ベース・年額)					
					(再掲) 短時間労働者						(再掲) 短時間労働者		
		総数	男子	女子	総数	男子	女子	総数	男子	女子	総数	男子	女子
実数 (円)	令和元年度	451,404	527,450	316,599	79,504	120,379	62,719	4,450,343	5,103,451	3,398,066	1,813,728	2,008,934	1,738,059
	2	426,508	504,414	295,861	87,327	114,637	78,030	4,424,204	5,068,255	3,401,652	1,857,558	2,037,255	1,793,057
	3	433,313	512,048	304,082	98,223	123,477	89,877	4,479,701	5,130,762	3,462,009	1,890,496	2,060,017	1,831,760
	4	441,282	522,068	311,001	94,130	118,699	86,396	4,542,589	5,209,225	3,525,550	1,883,723	2,050,585	1,828,028
	5	439,922	521,259	311,972	92,788	115,538	85,836	4,606,395	5,287,014	3,594,026	1,907,717	2,074,165	1,853,972
伸び率 (%)	令和元年度	0.3	0.3	1.1	4.7	1.8	8.5	0.6	0.6	1.2	2.1	1.8	2.5
	2	△ 5.5	△ 4.4	△ 6.6	9.8	△ 4.8	24.4	△ 0.6	△ 0.7	0.1	2.4	1.4	3.2
	3	1.6	1.5	2.8	12.5	7.7	15.2	1.3	1.2	1.8	1.8	1.1	2.2
	4	1.8	2.0	2.3	△ 4.2	△ 3.9	△ 3.9	1.4	1.5	1.8	△ 0.4	△ 0.5	△ 0.2
	5	△ 0.3	△ 0.2	0.3	△ 1.4	△ 2.7	△ 0.6	1.4	1.5	1.9	1.3	1.1	1.4

- 注1. 男子には船員・坑内員を含む。
 2. 短時間労働者の男子には坑内員を含む。
 3. 標準報酬月額の平均(年度平均)は、標準報酬月額年度累計を、各年4月から翌年3月までの各月末における被保険者数の合計で割ったものである。
 4. 標準賞与額1回当たりの平均は、標準賞与額年度累計を、賞与支給延被保険者数で割ったものである。
 5. 一人当たり標準報酬額(総報酬ベース・年額)は、標準報酬月額年度累計と標準賞与額年度累計の合計を、各年4月から翌年3月までの平均被保険者数で割ったものである。

(2) 給付状況

令和5年度末現在の厚生年金保険（第1号）受給者数は3,622万人となっており、前年度末に比べて24万人（0.7%）増加している。うち、老齢年金の受給者数は1,572万人、通算老齢年金・25年未満の受給者数は1,417万人となっている。

表5 厚生年金保険（第1号）受給者数の推移

（年度末現在、単位：万人）

	総数	老齢年金	通算老齢年金 ・25年未満	障害年金	遺族給付
令和元年度	3,543	1,539	1,397	45	562
2	3,581	1,553	1,415	47	567
3	3,588	1,562	1,405	49	573
4	3,598	1,564	1,406	50	577
5	3,622	1,572	1,417	52	581

注1. 厚生年金保険（第1号）の受給者は、厚生年金保険受給者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給者及び短期要件分の遺族厚生年金受給者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者を計上している。

2. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。

3. 遺族給付とは、遺族年金と通算遺族年金のことである。

令和5年度末現在における厚生年金保険（第1号）の老齢給付の受給者の平均年金月額、併給する老齢基礎年金の額を含めて、老齢年金が14万7千円、通算老齢年金・25年未満が6万5千円となっている。

表6 厚生年金保険（第1号）受給者平均年金月額の推移

（年度末現在、単位：円）

	老齢年金	（再掲）		通算老齢年金 ・25年未満	障害年金	遺族年金
		基礎または 定額あり	基礎及び 定額なし			
令和元年度	146,162	152,109	66,574	61,509	102,711	83,285
2	146,145	151,543	66,934	62,116	102,477	82,947
3	145,665	150,548	68,618	63,308	102,368	82,371
4	144,982	149,216	69,612	63,538	101,456	81,540
5	147,360	151,312	72,189	65,102	102,691	82,569

注1. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。

2. 「基礎または定額あり」とは、老齢基礎年金又は特別支給の老齢厚生年金の定額部分を受給している者をいい、「基礎及び定額なし」とは、新法のうち、上記以外（老齢基礎年金及び特別支給の老齢厚生年金の定額部分を受給していない者）をいう。

3. 平均年金月額には、基礎年金月額を含む。

令和5年度末現在の厚生年金保険（第1号）受給者の年金総額は25兆7,560億円となっており、前年度末に比べて4,473億円（1.8%）増加している。

表7 厚生年金保険（第1号）受給者年金総額の推移

（年度末現在、単位：億円）

	総数	（年度末現在、単位：億円）			
		老齢年金	通算老齢年金 ・25年未満	障害年金	遺族給付
令和元年度	254,965	172,034	24,483	3,139	55,309
2	255,715	172,010	24,856	3,221	55,629
3	254,996	171,104	24,737	3,300	55,855
4	253,087	169,272	24,718	3,358	55,739
5	257,560	171,796	25,463	3,521	56,780

注1. 厚生年金保険（第1号）受給者の年金総額は、老齢給付及び遺族年金（長期要件）については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金被保険者期間に係る年金総額を、平成27年10月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金（短期要件）については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて算出した年金総額を計上している。

2. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
3. 遺族給付とは、遺族年金と通算遺族年金のことである。

令和5年度末現在の厚生年金保険（第1号）受給権者数は3,767万人となっており、前年度末に比べて18万人（0.5%）増加している。うち、老齢年金の受給権者数は1,605万人となっている。

表8 厚生年金保険（第1号）受給権者数の推移

（年度末現在、単位：万人）

	総数	（年度末現在、単位：万人）			
		老齢年金	通算老齢年金 ・25年未満	障害年金	遺族給付
令和元年度	3,735	1,599	1,475	64	597
2	3,768	1,610	1,490	66	602
3	3,769	1,618	1,474	68	609
4	3,749	1,600	1,466	69	614
5	3,767	1,605	1,472	72	617

注1. 厚生年金保険（第1号）の受給権者は、厚生年金保険受給権者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給権者及び短期要件分の遺族厚生年金受給権者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者を計上している。

2. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
3. 遺族給付とは、遺族年金と通算遺族年金のことである。

令和5年度末現在の厚生年金保険（第1号）の老齢給付の受給権者の平均年金月額
は、併給する老齢基礎年金の額を含めて、老齢年金が14万6千円、通算老齢年金・
25年未満が6万5千円となっている。

表9 厚生年金保険（第1号） 受給権者平均年金月額の推移

（年度末現在、単位：円）

	老齢年金	（再掲） 基礎または 定額あり	（再掲） 基礎及び 定額なし	通算老齢年金 ・25年未満	障害年金	遺族年金
令和元年度	144,268	151,068	70,492	60,842	97,175	81,201
2	144,366	150,580	70,924	61,445	97,061	80,892
3	143,965	149,656	73,208	62,676	96,998	80,351
4	143,973	148,402	71,134	63,061	96,220	79,557
5	146,429	150,556	73,537	64,633	97,529	80,573

- 注1. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
2. 「基礎または定額あり」とは、老齢基礎年金又は特別支給の老齢厚生年金の定額部分を受給している者をいい、「基礎及び定額なし」とは、新法のうち、上記以外（老齢基礎年金及び特別支給の老齢厚生年金の定額部分を受給していない者）をいう。
3. 平均年金月額には、基礎年金月額を含む。

令和5年度末現在の厚生年金保険（第1号）受給権者の年金総額は26兆4,222億円
となっており、前年度末に比べて4,364億円（1.7%）増加している。

表10 厚生年金保険（第1号） 受給権者年金総額の推移

（年度末現在、単位：億円）

	総数	老齢年金	通算老齢年金 ・25年未満	障害年金	遺族給付
		令和元年度	264,361	176,993	25,847
2	264,886	176,759	26,186	4,745	57,196
3	264,180	175,942	25,966	4,817	57,455
4	259,858	171,912	25,704	4,862	57,380
5	264,222	174,272	26,399	5,059	58,492

- 注1. 厚生年金保険（第1号）受給権者の年金総額は、老齢給付及び遺族年金（長期要件）については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金被保険者期間に係る年金総額を、平成27年10月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金（短期要件）については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて算出した年金総額を計上している。
2. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
3. 遺族給付とは、遺族年金と通算遺族年金のことである。

令和5年度における新規裁定の老齢年金受給権者数は、57万4千人であり、平均年金月額は、8万7千円である。

また、令和5年度における新規裁定の老齢年金受給者数は、52万2千人であり、平均年金月額は、8万5千円である。

表 11 厚生年金保険（第1号） 老齢年金受給権者・受給者の新規裁定状況の推移

（単位：万人、円）

	受給権者		受給者	
	受給権者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額
令和元年度	28.0	79,579	21.3	77,201
2	52.4	83,956	40.0	80,810
3	53.9	89,036	39.8	85,613
4	31.6	83,063	28.6	82,010
5	57.4	86,984	52.2	85,124

注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。

2. 平均年金月額には、基礎年金月額を含む。

男子については、特別支給の老齢厚生年金における定額部分の支給開始年齢の段階的引上げが平成 25 年度に完了し、64 歳までは原則として報酬比例部分のみの年金となっているため、老齢年金受給権者の平均年金月額の水準は、64 歳までと 65 歳以上で大きな違いが見られる。

一方で、報酬比例部分については、支給開始年齢が平成 25 年度に 61 歳、平成 28 年度に 62 歳、令和元年度に 63 歳、令和 4 年度に 64 歳に引き上げられた。そのため、令和元年度から令和 3 年度の 60～62 歳、令和 4 年度から令和 5 年度の 60～63 歳では、繰上げを選択した者及び坑内員・船員のみとなっていることから、老齢年金受給権者数が少なくなっている。

また、坑内員・船員に関する特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢が平成 30 年度に 61 歳、令和 3 年度に 62 歳に引き上げられたため、令和元年度から令和 2 年度の 60 歳、令和 3 年度から令和 5 年度の 60・61 歳では、繰上げを選択した者のみとなっていることから、更に老齢年金受給権者数が少なくなっている。その結果として、令和元年度から令和 2 年度の 61・62 歳、令和 3 年度の 62 歳、令和 4 年度から令和 5 年度の 62・63 歳において、年金額が比較的高い坑内員や船員の受給権者の割合が高くなっていることにより、平均年金月額が高くなっている。

表 12 厚生年金保険（第 1 号） 老齢年金受給権者状況の推移（男子）

（年度末現在）

	受給権者数（万人）					
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以上
令和元年度	0.5	1.0	1.4	40.6	44.2	979.0
2	0.4	1.1	1.4	31.8	42.1	994.8
3	0.4	0.9	1.6	34.3	41.0	1004.6
4	0.7	1.2	1.7	2.3	43.7	1010.4
5	0.8	1.5	1.9	2.3	35.1	1018.6

	平均年金月額（円）					
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以上
令和元年度	92,548	109,765	114,206	89,364	92,916	171,305
2	92,271	104,007	113,300	90,544	91,322	170,391
3	88,303	96,213	108,082	90,564	90,843	169,006
4	96,583	92,895	106,853	112,992	90,609	167,388
5	98,221	102,329	103,769	114,346	94,182	169,484

注 1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。

2. 平均年金月額には、基礎年金月額を含む。

女子については、特別支給の老齢厚生年金における定額部分の支給開始年齢の段階的引上げが平成30年度に完了し、64歳までは原則として報酬比例部分のみの年金となっているため、老齢年金受給権者の平均年金月額の水準は、64歳までと65歳以上で大きな違いが見られる。

一方で、報酬比例部分についても、支給開始年齢が平成30年度に61歳、令和3年度に62歳に引き上げられた。そのため、老齢年金受給権者数は、令和元年度から令和2年度の60歳、令和3年度から令和5年度の60・61歳で少なくなっている。なお、これらの者は繰上げを選択した者であり、基礎年金も同時に繰上げが行われるため、平均年金月額が高くなっている。

表 13 厚生年金保険（第1号） 老齢年金受給権者状況の推移（女子）

（年度末現在）

	受給権者数（万人）					
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以上
令和元年度	0.1	10.3	11.7	14.3	16.0	479.6
2	0.1	10.1	12.9	13.4	14.7	487.2
3	0.1	0.2	12.9	14.9	14.7	492.5
4	0.1	0.2	11.7	13.4	16.2	498.0
5	0.1	0.3	11.9	14.3	15.4	503.2

	平均年金月額（円）					
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以上
令和元年度	82,643	54,108	54,689	49,105	49,117	108,813
2	82,547	54,791	54,887	50,889	49,926	109,205
3	80,556	83,785	55,371	51,206	49,182	109,261
4	84,623	83,049	55,477	56,063	49,763	109,165
5	86,038	88,522	56,643	57,447	53,346	111,479

注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。

2. 平均年金月額には、基礎年金月額を含む。

令和5年度末現在の在職者の老齢給付の受給権者数は、413万9千人となっており、前年度末に比べて12万9千人(3.2%)増加している。そのうち、65歳以上の新法老齢厚生年金受給権者数は323万9千人となっており、前年度末に比べて16万人(5.2%)増加している。

令和5年度末現在の在職者の老齢給付の受給者数は、404万人となっており、前年度末に比べて14万人(3.6%)増加している。そのうち、65歳以上の新法老齢厚生年金受給者数は322万9千人となっており、前年度末に比べて16万人(5.2%)増加している。

表14 在職者に係る厚生年金保険（第1号）老齢給付状況の推移

(年度末現在、単位：万人)

	受給権者数			受給者数		
	総数	男子	女子	総数	男子	女子
令和元年度	393.1 (266.1)	250.5 (186.4)	142.6 (79.6)	357.3 (264.6)	229.2 (185.8)	128.1 (78.8)
2	400.5 (277.4)	250.7 (193.3)	149.8 (84.1)	366.4 (276.0)	231.8 (192.7)	134.5 (83.3)
3	400.7 (286.7)	258.3 (198.4)	142.4 (88.4)	366.4 (285.3)	237.2 (197.7)	129.1 (87.6)
4	401.0 (307.9)	248.0 (210.4)	153.0 (97.5)	390.0 (306.8)	242.9 (210.0)	147.1 (96.9)
5	413.9 (323.9)	250.9 (219.2)	163.0 (104.7)	404.0 (322.9)	246.9 (218.7)	157.1 (104.1)

注1. 老齢給付(老齢年金及び通算老齢年金・25年未満)の受給権者及び受給者を計上している。

2. 在職者とは、① 厚生年金保険の被保険者
 ② 適用事業所に使用される70歳以上の者
 ③ 国会議員もしくは地方公共団体の議会の議員

である老齢給付の受給権者及び受給者である。

また、本表においては在職者に係る数値を計上しており、在職老齢年金制度による支給停止の対象とならない者を含む。

3. ()内の数値は、在職者に係る65歳以上の新法老齢厚生年金受給権者数及び受給者数(旧共済組合を除く)である。

老齢厚生年金受給権者のうち、特別支給の老齢厚生年金の受給権者を含まない受給権者の繰上げ・繰下げ受給状況をみると、令和5年度末現在で繰上げ率は0.9%、繰下げ率は1.6%となっている。

**表 15 厚生年金保険（第1号）
（老齢厚生年金）受給権者の繰上げ・繰下げ受給状況の推移**

（年度末現在、単位：人、％）

	総 数	繰 上 げ		本 来		繰 下 げ	
		繰 上 げ	受給率	本 来	受給率	繰 下 げ	受給率
令和元年度	26,689,859	102,497	0.4	26,365,725	98.8	221,637	0.8
2	27,272,504	128,171	0.5	26,876,735	98.5	267,598	1.0
3	27,722,776	155,968	0.6	27,244,571	98.3	322,237	1.2
4	28,045,102	206,757	0.7	27,463,864	97.9	374,481	1.3
5	28,391,040	259,815	0.9	27,686,047	97.5	445,178	1.6

注1. 老齢厚生年金受給権者総数には、特別支給の老齢厚生年金の受給権者を含めていない。これは、特別支給の老齢厚生年金は繰下げできないためである。

2. 老齢厚生年金の繰上げ制度は報酬比例部分の支給開始年齢引上げに伴い導入されている。

3. 老齢厚生年金受給権者のうち、年金制度改正法（令和2年法律第40号）により新たに設けられた5年超の繰下げをしている者は、令和5年度末現在で12,297人である。

年度末時点で70歳の老齢厚生年金受給権者の繰上げ・繰下げ受給状況をみると、令和5年度末現在で繰上げ率は0.9%、繰下げ率は3.2%で上昇傾向となっている。

**表 16 厚生年金保険（第1号）
（老齢厚生年金）70歳の繰上げ・繰下げ受給状況の推移**

（年度末現在、単位：人、％）

	総 数	繰 上 げ		本 来		繰 下 げ	
		繰 上 げ	受給率	本 来	受給率	繰 下 げ	受給率
令和元年度	1,739,862	・	・	1,714,546	98.5	25,314	1.5
2	1,583,026	・	・	1,557,326	98.4	25,698	1.6
3	1,459,914	・	・	1,431,363	98.0	28,548	2.0
4	1,380,129	・	・	1,350,789	97.9	29,339	2.1
5	1,300,190	11,845	0.9	1,246,684	95.9	41,660	3.2

注1. 繰上げ下げ状況が不詳の者がいるため、繰上げ、本来、繰下げの和は総数と一致しないことがある。

2. 令和2年年金制度改正法により、令和4年4月以降、繰下げ年齢の上限が70歳から75歳（65歳に達した日後に受給権を取得した者は繰下げの上限が5年から10年）に引き上げられたが、上表は、年度末時点で70歳の老齢厚生年金受給権者の繰上げ・繰下げ状況を示している。

3. 老齢厚生年金の繰上げ制度は報酬比例部分の支給開始年齢引上げに伴い導入されている。

Ⅲ. 国民年金

(1) 適用状況（第1号被保険者及び第3号被保険者）

令和5年度末現在の第1号被保険者数（任意加入被保険者を含む）は、1,387万人となっており、前年度末に比べて18万人（1.3%）減少している。男女別にみると、男子は731万人（対前年度末比10万人、1.3%減）、女子は656万人（対前年度末比8万人、1.2%減）となっている。

令和5年度末現在の第3号被保険者数は、686万人となっており、前年度末に比べて36万人（4.9%）減少している。男女別にみると、男子は13万人（対前年度末比0.5万人、4.3%増）、女子は673万人（対前年度末比36万人、5.1%減）となっている。

表17 国民年金 被保険者数の推移

（年度末現在、単位：万人）

	第1号被保険者 （任意加入被保険者を含む）							第3号被保険者		
	総数	男子	女子	（再掲）任意加入被保険者				総数	男子	女子
				総数	60歳未満	60～64歳	65歳以上			
令和元年度	1,453	757	696	19	4	15	0	820	11	809
2	1,449	758	691	19	4	15	0	793	12	781
3	1,431	750	682	19	4	15	0	763	12	751
4	1,405	741	664	20	4	16	0	721	12	709
5	1,387	731	656	21	4	16	0	686	13	673

令和5年度末現在の全額免除・猶予者数は596万人、全額免除・猶予割合は43.6%となっている。また、一部免除者数は32万人、一部免除割合は2.3%となっている。

表18 国民年金 保険料全額免除・猶予者数及び一部免除者数の推移

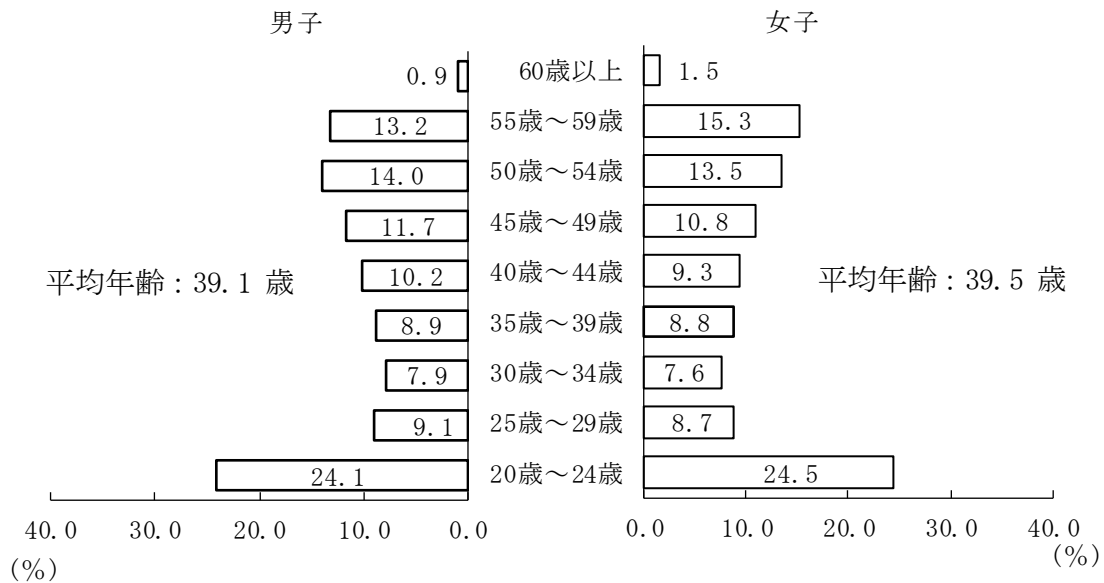
（年度末現在、単位：万人）

	全額免除・猶予者						一部免除者					産前産後免除者
	総数	全額免除・猶予割合 (%)	法定免除	申請全額免除	学生納付特例	納付猶予	総数	一部免除割合 (%)	申請3/4免除	申請半額免除	申請1/4免除	
2	609	(42.6)	139	235	177	58	36	(2.5)	19	11	6	1
3	612	(43.4)	141	241	171	59	35	(2.5)	18	11	6	1
4	606	(43.8)	143	240	166	58	33	(2.4)	17	10	6	1
5	596	(43.6)	145	233	160	58	32	(2.3)	16	10	6	1

注. 「全額免除・猶予割合」及び「一部免除割合」とは、全額免除・猶予者数及び一部免除者数が、それぞれ第1号被保険者数（任意加入被保険者を除く）に占める割合（%）である。

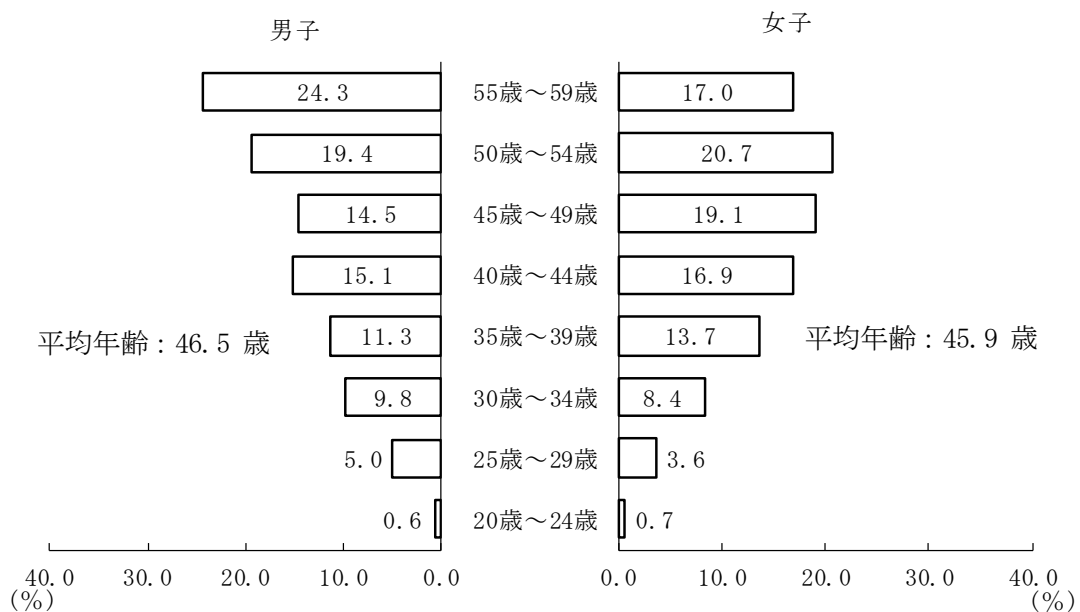
令和5年度末現在の被保険者の年齢構成は、第1号被保険者（任意加入被保険者を含む）では、男女共に20～24歳の割合が最も高く、次いで男子は50～54歳、女子は55～59歳の割合が高くなっている。また、第3号被保険者では、男子は55～59歳、女子は50～54歳の割合が高くなっている。第1号被保険者の平均年齢は、男子は39.1歳、女子は39.5歳となっている。

図5 国民年金第1号被保険者の年齢構成（令和5年度末）



注. 「国民年金第1号被保険者」には、任意加入被保険者を含む。

図6 国民年金第3号被保険者の年齢構成（令和5年度末）



(2) 給付状況

令和5年度末現在の国民年金受給者数は3,626万人となっており、前年度末に比べて9万人(0.3%)増加している。そのうち、基礎のみ共済なし・旧国年の受給者数は、671万人となっている。

表 19 国民年金 受給者数の推移

(年度末現在、単位：万人)

	総 数	老齢年金 ・25年以上	通算老齢年金 ・25年未満	障害年金	遺族年金
令和元年度	3,565 (887) [777]	3,262 (671) [567]	93 (44) [44]	199 (167) [163]	9 (4) [3]
2	3,596 (863) [751]	3,290 (650) [543]	93 (39) [39]	204 (171) [166]	9 (4) [3]
3	3,614 (840) [725]	3,304 (628) [518]	92 (34) [34]	209 (174) [169]	9 (4) [3]
4	3,616 (814) [696]	3,302 (603) [491]	92 (30) [30]	213 (177) [172]	9 (4) [3]
5	3,626 (791) [671]	3,306 (580) [466]	93 (27) [26]	218 (181) [176]	9 (4) [3]

注1. 国民年金受給者については、旧法国民年金の受給者と新法基礎年金の受給者の合計であり、基礎年金受給者には被用者年金を上乗せして受給している者を含む。

2. 新法基礎年金について老齢基礎年金の受給資格期間を原則として25年以上有するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。

3. ()内は、基礎のみ・旧国年の受給者について再掲したものである。ここで「基礎のみ」とは、同一の年金種別の厚生年金保険(第1号)(旧共済組合を除く)の受給権を有しない基礎年金受給者をいう。

4. []内は、基礎のみ共済なし・旧国年の受給者について再掲したものである。ここで「基礎のみ共済なし」とは「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間(平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む)を有しない受給者をいう。

国民年金の老齢年金受給者の平均年金月額は、令和5年度末現在で5万8千円、令和5年度新規裁定者で5万5千円となっている。また、基礎のみ共済なし・旧国年の老齢年金受給者の平均年金月額は、令和5年度末現在で5万3千円となっている。

表 20 国民年金 受給者の平均年金月額の推移

(年度末現在、単位：円)

	老齢年金 ・25年以上		通算老齢年金 ・25年未満	障害年金	遺族年金
		新規裁定			
令和元年度	56,049 (52,437) [50,875]	53,905 (57,974) [54,917]	19,126 (19,019) [19,015]	72,042 (72,301) [72,341]	83,644 (76,164) [73,079]
2	56,358 (52,896) [51,276]	54,410 (58,421) [55,253]	19,282 (19,091) [19,084]	72,039 (72,290) [72,329]	84,173 (77,276) [74,351]
3	56,479 (53,185) [51,514]	54,040 (58,188) [54,735]	19,398 (19,084) [19,073]	71,868 (72,098) [72,134]	84,349 (77,994) [75,222]
4	56,428 (53,319) [51,607]	53,615 (58,113) [54,850]	19,495 (19,012) [18,994]	71,499 (71,700) [71,728]	84,352 (78,513) [75,847]
5	57,700 (54,667) [52,870]	55,252 (59,665) [56,241]	20,087 (19,398) [19,373]	72,891 (73,081) [73,106]	86,500 (80,932) [78,300]

- 注1. 新法基礎年金について老齢基礎年金の受給資格期間を原則として25年以上有するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。
2. ()内は、基礎のみ・旧国年の受給者について再掲したものである。ここで「基礎のみ」とは、同一の年金種別の厚生年金保険(第1号)(旧共済組合を除く)の受給権を有しない基礎年金受給者をいう。
3. []内は、基礎のみ共済なし・旧国年の受給者について再掲したものである。ここで「基礎のみ共済なし」とは「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間(平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む)を有しない受給者をいう。

令和5年度末現在の国民年金受給者の年金総額は25兆1,109億円となっており、前年度末に比べて6,173億円(2.5%)増加している。

表 21 国民年金 受給者の年金総額の推移

(年度末現在、単位：億円)

	総数	年金総額			
		老齢年金 ・25年以上	通算老齢年金 ・25年未満	障害年金	遺族年金
令和元年度	239,742	219,423	2,146	17,235	939
2	243,212	222,529	2,148	17,613	923
3	244,997	223,921	2,151	18,012	911
4	244,936	223,599	2,163	18,273	902
5	251,109	228,886	2,243	19,068	913

- 注. 新法基礎年金について老齢基礎年金の受給資格期間を原則として25年以上有するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。

令和5年度末現在の国民年金受給権者数は3,691万人となっており、前年度末に比べて9万人(0.2%)増加している。そのうち、基礎のみ共済なし・旧国年の受給権者数は、689万人となっている。

表 22 国民年金 受給権者数の推移

(年度末現在、単位：万人)

	総 数	老 齢 年 金 ・ 25 年 以 上	通 算 老 齢 年 金 ・ 25 年 未 満	障 害 年 金	遺 族 年 金
令和元年度	3,629 (908) [796]	3,299 (678) [573]	94 (45) [44]	212 (178) [172]	23 (8) [7]
2	3,660 (884) [769]	3,328 (656) [548]	94 (39) [39]	216 (180) [175]	23 (8) [7]
3	3,679 (861) [743]	3,343 (635) [524]	93 (35) [34]	220 (183) [178]	22 (8) [7]
4	3,682 (834) [714]	3,342 (610) [497]	93 (30) [30]	224 (186) [181]	22 (8) [7]
5	3,691 (811) [689]	3,346 (587) [472]	94 (27) [27]	229 (189) [184]	22 (8) [6]

- 注1. 国民年金受給権者については、旧法国民年金の受給権者と新法基礎年金の受給権者の合計であり、基礎年金受給権者には被用者年金を上乗せして受給している者を含む。
2. 新法基礎年金について老齢基礎年金の受給資格期間を原則として25年以上有するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。
3. ()内は、基礎のみ・旧国年の受給権者について再掲したものである。ここで「基礎のみ」とは、同一の年金種別の厚生年金保険(第1号)(旧共済組合を除く)の受給権を有しない基礎年金受給権者をいう。
4. []内は、基礎のみ共済なし・旧国年の受給権者について再掲したものである。ここで「基礎のみ共済なし」とは「基礎のみ」の受給権者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間(平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む)を有しない受給権者をいう。

国民年金の老齢年金受給権者の平均年金月額は、令和5年度末現在で5万8千円、令和5年度新規裁定者で5万5千円となっている。また、基礎のみ共済なし・旧国年の老齢年金受給権者の平均年金月額は、令和5年度末現在で5万3千円となっている。

表 23 国民年金 受給権者の平均年金月額の推移

(年度末現在、単位：円)

	老齢年金 ・25年以上		通算老齢年金 ・25年未満	障害年金	遺族年金
		新規裁定			
令和元年度	55,946 (52,302) [50,722]	53,914 (57,972) [54,925]	19,124 (18,998) [18,993]	71,788 (72,070) [72,120]	62,943 (59,755) [58,294]
2	56,252 (52,752) [51,112]	54,421 (58,420) [55,259]	19,280 (19,067) [19,060]	71,806 (72,078) [72,126]	63,110 (60,183) [58,797]
3	56,368 (53,031) [51,338]	54,050 (58,186) [54,744]	19,397 (19,057) [19,046]	71,654 (71,902) [71,946]	63,086 (60,332) [59,003]
4	56,316 (53,157) [51,419]	53,619 (58,107) [54,850]	19,494 (18,982) [18,965]	71,295 (71,516) [71,553]	62,794 (60,239) [58,973]
5	57,584 (54,492) [52,666]	55,256 (59,657) [56,234]	20,086 (19,366) [19,339]	72,694 (72,906) [72,938]	64,176 (61,806) [60,536]

- 注1. 新法基礎年金について老齢基礎年金の受給資格期間を原則として25年以上有するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。
2. ()内は、基礎のみ・旧国年の受給権者について再掲したものである。ここで「基礎のみ」とは、同一の年金種別の厚生年金保険(第1号)(旧共済組合を除く)の受給権を有しない基礎年金受給権者をいう。
3. []内は、基礎のみ共済なし・旧国年の受給権者について再掲したものである。ここで「基礎のみ共済なし」とは「基礎のみ」の受給権者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間(平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む)を有しない受給権者をいう。

令和5年度末現在の国民年金受給権者の年金総額は25兆5,146億円となっており、前年度末に比べて6,257億円(2.5%)増加している。

表 24 国民年金 受給権者の年金総額の推移

(年度末現在、単位：億円)

	総数	年金総額			
		老齢年金 ・25年以上	通算老齢年金 ・25年未満	障害年金	遺族年金
令和元年度	243,670	221,494	2,167	18,269	1,740
2	247,137	224,660	2,170	18,595	1,712
3	248,936	226,120	2,175	18,947	1,694
4	248,889	225,819	2,187	19,205	1,678
5	255,146	231,181	2,268	19,993	1,703

- 注. 新法基礎年金について老齢基礎年金の受給資格期間を原則として25年以上有するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。

老齢基礎年金（25年以上）の受給者の平均年金月額は、令和5年度末現在で5万8千円となっている。繰上げ・繰下げ状況の別にみると、繰上げが4万5千円、本来が5万9千円、繰下げが7万6千円となっている。

表25 老齢基礎年金（25年以上） 受給者状況の推移

（年度末現在、単位：万人、円）

	総 数		繰 上 げ		本 来		繰 下 げ	
	受給者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額
令和元年度	3,218	56,256	373	43,665	2,796	57,592	49	75,896
2	3,254	56,529	364	43,892	2,835	57,783	55	75,723
3	3,274	56,621	355	43,985	2,859	57,795	60	75,260
4	3,278	56,545	345	43,979	2,867	57,644	66	74,532
5	3,286	57,801	336	45,012	2,877	58,844	73	75,563

注. 老齢基礎年金の受給資格期間を原則として25年以上有する受給者を計上している。

国民年金（5年年金を除く）の受給権者の繰上げ・繰下げ受給状況をみると、繰上げ率は低下傾向にある一方で、繰下げ率は上昇傾向にある。

令和5年度末現在の基礎のみ・旧国年の受給権者の繰上げ率は24.5%、繰下げ率は2.2%となっている。

表26 国民年金 受給権者の繰上げ・繰下げ受給状況の推移

（年度末現在、単位：人、%）

	総 数	繰 上 げ		本 来		繰 下 げ	
			受給率		受給率		受給率
令和元年度	33,922,246	4,162,552	12.3	29,266,840	86.3	492,854	1.5
2	34,205,625	4,004,279	11.7	29,648,008	86.7	553,338	1.6
3	34,349,567	3,843,930	11.2	29,893,798	87.0	611,839	1.8
4	34,336,782	3,693,670	10.8	29,970,646	87.3	672,466	2.0
5	34,383,175	3,566,736	10.4	30,057,860	87.4	758,579	2.2

	(再掲) 基礎のみ・旧国年	繰 上 げ		本 来		繰 下 げ	
			受給率		受給率		受給率
令和元年度	6,877,623	2,030,216	29.5	4,737,113	68.9	110,294	1.6
2	6,671,038	1,884,004	28.2	4,672,583	70.0	114,451	1.7
3	6,459,154	1,740,807	27.0	4,599,981	71.2	118,366	1.8
4	6,214,587	1,594,806	25.7	4,497,865	72.4	121,916	2.0
5	5,988,798	1,465,488	24.5	4,394,134	73.4	129,176	2.2

注1. 旧法老齢年金（5年年金を除く）・旧法通算老齢年金の受給権者と新法老齢基礎年金の受給権者を対象としている。

2. 「基礎のみ・旧国年」は、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない老齢基礎年金の受給権者及び旧法老齢年金（5年年金を除く）の受給権者を対象としている。

3. 老齢基礎年金受給権者（基礎のみ）のうち、年金制度改正法（令和2年法律第40号）により新たに設けられた5年超の繰下げをしている者は、令和5年度末現在で2,224人である。

年度末時点で70歳の老齢基礎年金受給権者の繰上げ・繰下げ状況をみると、繰上げ率は低下傾向にある一方で、繰下げ率は上昇傾向にある。令和5年度末現在で70歳の基礎のみの受給権者の繰上げ率は11.5%、繰下げ率は4.6%となっている。

表 27 国民年金（老齢基礎年金） 70歳の繰上げ・繰下げ受給状況の推移

（年度末現在、単位：人、％）

	総 数	繰 上 げ		本 来		繰 下 げ	
			受給率		受給率		受給率
令和元年度	1,953,531	179,309	9.2	1,737,634	88.9	36,588	1.9
2	1,774,301	156,611	8.8	1,579,524	89.0	38,166	2.2
3	1,628,983	139,510	8.6	1,448,360	88.9	41,113	2.5
4	1,535,172	128,066	8.3	1,364,238	88.9	42,868	2.8
5	1,443,410	105,298	7.3	1,277,354	88.5	60,758	4.2

	(再掲) 基礎のみ	繰 上 げ		本 来		繰 下 げ	
			受給率		受給率		受給率
令和元年度	216,063	38,063	17.6	173,218	80.2	4,782	2.2
2	193,846	32,474	16.8	156,402	80.7	4,970	2.6
3	171,771	27,289	15.9	139,229	81.1	5,253	3.1
4	162,463	23,066	14.2	134,093	82.5	5,304	3.3
5	153,843	17,715	11.5	129,003	83.9	7,125	4.6

注1. 令和2年年金制度改正法により、令和4年4月以降、繰下げ年齢の上限が70歳から75歳（65歳に達した日後に受給権を取得した者は繰下げの上限が5年から10年）に引き上げられたが、上表は、年度末時点で70歳の老齢基礎年金受給権者の繰上げ・繰下げ状況を示している。

2. 「基礎のみ」とは、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給権者をいう。

(参考資料1)

都道府県別老齢年金受給者数及び平均年金月額

(令和5年度末現在)

都道府県	厚生年金保険(第1号)		国民年金	
	受給者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額
	人	円	人	円
全 国	15,723,841	147,360	33,056,697	57,700
北海道	642,358	137,572	1,519,896	56,723
青森	152,228	124,383	388,122	55,369
岩手	178,682	129,036	386,572	58,866
宮城	293,384	141,145	617,763	57,706
秋田	156,408	125,476	338,758	57,299
山形	178,414	127,133	344,999	58,954
福島	283,197	132,776	554,902	58,101
茨城	356,279	149,104	792,821	57,604
栃木	254,310	145,522	535,308	57,749
群馬	257,611	144,777	548,098	58,791
埼玉	836,500	158,003	1,801,156	57,252
千葉	720,047	161,368	1,592,048	57,597
東京都	1,257,993	159,921	2,762,696	56,584
神奈川県	1,011,574	166,578	2,129,221	57,597
新潟	375,779	134,716	683,416	60,113
富山	188,109	140,631	315,688	61,220
石川	172,698	137,933	314,929	60,170
福井	135,000	136,578	221,958	60,532
山梨	105,536	140,869	237,523	57,477
長野	333,168	140,743	622,681	60,262
岐阜	271,518	146,072	568,329	59,501
静岡県	548,415	147,916	1,049,545	59,398
愛知県	867,948	156,775	1,776,403	58,290
三重	249,035	148,059	500,810	59,675
滋賀	188,764	150,657	361,464	59,435
京都	306,616	148,015	669,002	56,525
大阪	957,163	152,686	2,079,732	55,463
兵庫県	684,963	155,454	1,448,859	57,447
奈良	165,623	158,862	393,985	57,246
和歌山	113,845	142,713	285,375	56,067
鳥取	93,577	129,703	168,020	59,770
島根	119,659	130,001	214,188	60,497
岡山	290,308	142,579	533,881	59,891
広島	401,288	147,044	767,304	59,286
山口	215,552	144,503	432,339	59,406
徳島	111,931	130,383	222,563	57,095
香川	151,928	140,453	286,648	60,025
愛媛	190,708	136,630	413,348	58,059
高知	103,175	128,607	221,908	56,268
福岡	631,623	142,104	1,298,726	56,622
佐賀	114,001	130,480	235,155	59,344
長崎	177,284	133,329	404,423	56,876
熊本	231,209	128,956	515,624	58,172
大分	162,126	132,853	346,896	56,685
宮崎	148,547	125,499	325,594	57,571
鹿児島	214,927	129,639	483,858	57,963
沖縄	110,436	125,435	301,666	52,837
その他	12,397	130,311	42,497	29,967

注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。

2. 厚生年金保険(第1号)の平均年金月額には、基礎年金月額を含む。

3. 国民年金については、旧法老齢年金の受給者と新法老齢基礎年金の受給者(受給資格期間を原則として25年以上有する者)の合計であり、老齢基礎年金受給者には、被用者年金を上乗せして受給している者を含む。

(参考資料2)

年齢別老齢年金受給権者数及び平均年金月額

(令和5年度末現在)

年 齢	厚生年金保険（第1号）		国民年金	
	受給権者数	平均年金月額	受給権者数	平均年金月額
合 計	16,054,729	146,429	33,455,786	57,584
60	8,765	96,492	18,356	43,638
61	18,105	100,317	35,794	44,663
62	138,876	63,244	42,556	43,477
63	165,813	65,313	50,990	45,035
64	504,829	81,700	62,357	46,053
小 計	836,388	75,945	210,053	44,836
65	559,489	145,876	1,016,935	59,599
66	581,132	148,285	1,115,265	59,510
67	614,032	149,205	1,196,933	59,475
68	658,579	147,862	1,271,233	59,194
69	686,164	145,960	1,317,959	58,972
小 計	3,099,396	147,428	5,918,325	59,331
70	723,460	144,773	1,390,964	58,956
71	769,984	143,521	1,476,092	58,569
72	815,762	142,248	1,552,171	58,429
73	821,848	144,251	1,671,470	58,220
74	840,420	147,684	1,816,288	58,070
小 計	3,971,474	144,520	7,906,985	58,421
75	844,006	147,455	1,833,024	57,973
76	846,349	147,152	1,850,719	57,774
77	653,439	147,070	1,408,397	57,561
78	447,906	149,232	972,007	57,119
79	542,601	149,883	1,200,440	57,078
小 計	3,334,301	147,936	7,264,587	57,580
80	585,433	151,580	1,310,935	56,736
81	538,501	153,834	1,215,046	56,487
82	536,668	156,103	1,234,533	56,351
83	462,276	158,631	1,094,689	58,112
84	385,887	160,059	926,417	57,879
小 計	2,508,765	155,635	5,781,620	57,045
85	334,221	161,684	813,472	57,693
86	346,461	161,870	868,578	57,685
87	298,407	162,514	775,556	57,244
88	271,382	163,198	727,832	57,076
89	217,813	162,841	614,724	56,796
小 計	1,468,284	162,348	3,800,162	57,336
90歳以上	836,121	160,721	2,574,054	53,621

注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。

2. 厚生年金保険（第1号）の平均年金月額には、基礎年金月額を含む。

3. 国民年金については、旧法老齢年金の受給権者と新法老齢基礎年金の受給権者（受給資格期間を原則として25年以上有する者）の合計であり、老齢基礎年金受給権者には、被用者年金が上乗せされている者を含む。

4. 本表においては、

- ・65歳未満の厚生年金保険（第1号）の受給権者は、特別支給の老齢厚生年金の定額部分の支給開始年齢の引上げにより、主に定額部分のない、報酬比例部分のみの者であること
- ・65歳未満の国民年金の受給権者は、繰上げ支給を選択した者であることに留意が必要である。

(参考資料3)

厚生年金保険（第1号） 男女別年金月額階級別老齢年金受給権者数

(令和5年度末現在)

年金月額	総数		
	男子	女子	合計
合計	10,601,923	5,452,806	16,054,729
万円以上 万円未満			
～ 1	31,124	13,296	44,420
1 ～ 2	9,964	4,403	14,367
2 ～ 3	4,854	45,377	50,231
3 ～ 4	5,556	87,190	92,746
4 ～ 5	16,964	81,500	98,464
5 ～ 6	44,925	91,265	136,190
6 ～ 7	150,742	225,198	375,940
7 ～ 8	233,019	404,605	637,624
8 ～ 9	251,493	622,335	873,828
9 ～ 10	260,163	819,604	1,079,767
10 ～ 11	318,909	807,272	1,126,181
11 ～ 12	405,745	648,588	1,054,333
12 ～ 13	490,605	467,250	957,855
13 ～ 14	592,908	330,721	923,629
14 ～ 15	705,625	240,282	945,907
15 ～ 16	810,801	175,456	986,257
16 ～ 17	898,441	127,958	1,026,399
17 ～ 18	965,766	88,085	1,053,851
18 ～ 19	963,492	59,207	1,022,699
19 ～ 20	895,555	41,329	936,884
20 ～ 21	774,880	26,890	801,770
21 ～ 22	609,087	17,645	626,732
22 ～ 23	424,910	11,227	436,137
23 ～ 24	279,564	7,008	286,572
24 ～ 25	184,971	4,161	189,132
25 ～ 26	117,592	2,350	119,942
26 ～ 27	70,451	1,197	71,648
27 ～ 28	39,677	591	40,268
28 ～ 29	20,723	289	21,012
29 ～ 30	9,494	158	9,652
30 ～	13,923	369	14,292
平均年金月額	円 166,606	円 107,200	円 146,429

注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。

2. 平均年金月額には、基礎年金月額を含む。

3. 本表においては、

- ・厚生年金保険（第1号）の受給権者には、特別支給の老齢厚生年金の定額部分の支給開始年齢の引上げにより、定額部分のない、報酬比例部分のみの65歳未満の受給権者が含まれていること
- ・老齢年金には、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて該当した者もいるが、これらの者の年金月額には共済組合等から支給される分が含まれていないことに留意が必要である。

(参考資料4)

国民年金 男女別年金月額階級別老齢年金受給権者数

(令和5年度末現在)

年金月額	総数			(再掲)基礎のみ ・旧国年(5年年金除く)			(再掲)基礎のみ共済なし ・旧国年(5年年金除く)		
	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子
合計	33,455,786	14,434,673	19,021,113	5,856,847	1,448,100	4,408,747	4,705,309	876,942	3,828,367
万円以上 万円未満									
～ 1	58,811	11,523	47,288	23,598	1,455	22,143	23,247	1,282	21,965
1 ～ 2	245,852	49,568	196,284	84,863	8,916	75,947	83,999	8,478	75,521
2 ～ 3	788,047	190,961	597,086	239,281	32,751	206,530	236,931	31,680	205,251
3 ～ 4	2,365,373	586,197	1,779,176	768,416	104,580	663,836	759,406	100,827	658,579
4 ～ 5	4,315,062	1,263,883	3,051,179	918,164	193,176	724,988	859,544	162,643	696,901
5 ～ 6	7,432,768	2,836,784	4,595,984	1,237,162	301,567	935,595	1,004,478	169,859	834,619
6 ～ 7	15,976,775	8,968,414	7,008,361	2,024,127	669,865	1,354,262	1,218,376	278,066	940,310
7 ～	2,273,098	527,343	1,745,755	561,236	135,790	425,446	519,328	124,107	395,221
平均年金月額	円 57,584	円 59,965	円 55,777	円 54,540	円 58,032	円 53,393	円 52,720	円 55,649	円 52,049

- 注1. 旧法老齢年金の受給権者と新法老齢基礎年金の受給権者(受給資格期間を原則として25年以上有する者)の合計であり、老齢基礎年金受給権者には、被用者年金が上乘せされている者を含む。
2. 「基礎のみ・旧国年(5年年金除く)」とは、同一の年金種別の厚生年金保険(第1号)(旧共済組合を除く)の受給権を有しない老齢基礎年金受給権者及び旧法国民年金(5年年金除く)の受給権者をいう。
3. 「基礎のみ共済なし」とは「基礎のみ」の受給権者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間(平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む)を有しない受給権者をいう。

(参考資料5)

(参考) 男女別年金月額階級別通算老齢年金・25年未満受給権者数

【厚生年金保険(第1号)】

(令和5年度末現在)

年金月額	総数		
	男子		女子
合計	14,724,970	3,442,361	11,282,609
万円以上 万円未満			
～ 1	594,496	26,110	568,386
1 ～ 2	519,763	65,803	453,960
2 ～ 3	521,096	113,584	407,512
3 ～ 4	671,068	162,810	508,258
4 ～ 5	1,127,848	235,683	892,165
5 ～ 6	1,804,690	325,222	1,479,468
6 ～ 7	2,717,904	545,236	2,172,668
7 ～ 8	2,997,398	635,482	2,361,916
8 ～ 9	2,006,188	512,274	1,493,914
9 ～ 10	979,686	360,744	618,942
10 ～	784,833	459,413	325,420
平均年金月額	64,633	73,252	62,003

- 注1. 通算老齢年金・25年未満の受給権者数を計上しており、新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するもの以外を「通算老齢年金・25年未満」としている。新法退職共済年金についても同様。
2. 平均年金月額には、基礎年金月額を含む。
3. 厚生年金保険(第1号)の受給権者には、特別支給の老齢厚生年金の定額部分の支給開始年齢の引上げにより、定額部分のない、報酬比例部分のみの65歳未満の受給権者が含まれていること、また、年金月額には共済組合等から支給される分が含まれていないことに留意が必要である。

【国民年金】

(令和5年度末現在)

年金月額	総数								
				(再掲)基礎のみ・旧国年			(再掲)基礎のみ共済なし・旧国年		
	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子
合計	941,142	437,026	504,116	267,878	63,570	204,308	265,789	62,331	203,458
万円以上 万円未満									
～ 1	130,133	44,936	85,197	53,659	11,321	42,338	53,523	11,239	42,284
1 ～ 2	371,570	172,828	198,742	99,588	24,204	75,384	98,832	23,740	75,092
2 ～ 3	294,215	152,670	141,545	70,615	17,078	53,537	69,916	16,652	53,264
3 ～ 4	123,904	60,648	63,256	33,322	8,945	24,377	32,873	8,705	24,168
4 ～ 5	19,269	5,525	13,744	9,701	1,817	7,884	9,654	1,792	7,862
5 ～	2,051	419	1,632	993	205	788	991	203	788
平均年金月額	20,086	20,683	19,568	19,366	19,779	19,237	19,339	19,730	19,220

- 注1. 旧法通算老齢年金の受給権者と新法老齢基礎年金の受給権者(受給資格期間が原則として25年未満の者)の合計であり、老齢基礎年金受給権者には、被用者年金が上乘せされている者を含む。
2. 「基礎のみ・旧国年」とは、同一の年金種別の厚生年金保険(第1号)(旧共済組合を除く)の受給権を有しない老齢基礎年金受給権者及び旧法国民年金の受給権者をいう。
3. 「基礎のみ共済なし」とは「基礎のみ」の受給権者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間(平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む)を有しない受給権者をいう。

(参考資料6)

厚生年金保険（第1号）における離婚等に伴う年金分割の状況
離婚等に伴う保険料納付記録分割件数の推移

	総数（件）	【参考】	
		離婚分割	3号分割のみ
令和元年度	29,391	21,485	7,906
2	29,781	20,695	9,086
3	34,135	23,359	10,776
4	32,927	21,893	11,034
5	32,642	21,625	11,017

- 注1. 離婚分割とは、離婚等をした場合に、当事者の合意又は裁判所の決定により、婚姻期間中の厚生年金保険料納付記録の分割を行うことをいう。
- 注2. 3号分割とは、離婚等をした場合に、婚姻期間中（平成20年4月以後）の第3号被保険者期間に係る厚生年金保険料納付記録の分割を行うことをいう。
- 注3. 離婚分割による保険料納付記録分割件数には、各年度内において、離婚分割（3号分割）に係る標準報酬改定処理がされた、被保険者記録に係る数値を計上しており、離婚分割かつ3号分割を行った件数を含む。
- 注4. 離婚件数は、「人口動態統計月報（概数）」（厚生労働省政策統括官付参事官付人口動態・保健社会統計室）による年度累計である。

離婚分割 受給権者の分割改定前後の平均年金月額等の推移

	第1号改定者			第2号改定者		
	平均年金月額（円）			平均年金月額（円）		
	改定前	改定後	変動差	改定前	改定後	変動差
令和元年度	143,162	114,025	△ 29,137	53,405	84,056	30,651
2	145,061	115,963	△ 29,098	51,585	82,358	30,774
3	144,951	115,492	△ 29,459	54,281	85,394	31,112
4	146,961	115,363	△ 31,598	55,215	87,949	32,734
5	154,497	123,011	△ 31,486	57,979	91,081	33,102

- 注1. 第1号改定者とは、納付記録の分割をした者のことをいい、第2号改定者とは、納付記録の分割を受けた者のことをいう。
- 注2. 平均年金月額は、基礎年金が裁定されている場合には基礎年金月額を含む。また、離婚分割かつ3号分割を行った場合には、3号分割に係る改定額を含む。
- 注3. 各年度内において、離婚分割に係る年金額改定処理がされた、老齢給付受給権者（ただし、額改定処理の前月以前に受給権者であった者に限る。また、額改定処理がされた月以降に当該年度内に失権した者を含む。）に係る数を計上している。
- 注4. この表において、改定前とは離婚分割額改定処理が行われた月の前月時点、改定後とは離婚分割額改定処理が行われた当月時点であり、改定後の年金額には、離婚分割額改定処理以外の額改定も含む。

3号分割のみ 受給権者の分割改定前後の平均年金月額等の推移

	男 子			女 子		
	平均年金月額（円）			平均年金月額（円）		
	改定前	改定後	変動差	改定前	改定後	変動差
令和元年度	131,592	125,542	△ 6,049	37,159	42,248	5,089
2	136,494	131,163	△ 5,330	40,945	46,895	5,950
3	138,108	131,547	△ 6,561	41,197	47,196	6,000
4	139,271	131,139	△ 8,132	44,555	51,793	7,238
5	144,871	137,799	△ 7,071	45,420	53,199	7,779

- 注1. 平均年金月額は、基礎年金が裁定されている場合には基礎年金月額を含む。
- 注2. 各年度内において、3号分割に係る年金額改定処理がされた、老齢給付受給権者（ただし、額改定処理の前月以前に受給権者であった者に限る。また、額改定処理がされた月以降に当該年度内に失権した者を含む。）に係る数を計上している。
- 注3. この表において、改定前とは3号分割額改定処理が行われた月の前月時点、改定後とは3号分割額改定処理が行われた当月時点であり、改定後の年金額には、3号分割額改定処理以外の額改定も含む。

例 言

厚生年金保険被保険者

厚生年金保険被保険者については、平成 27 年 10 月 1 日から被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、厚生年金保険法第 2 条の 5 の規定に基づき、以下のように分類している。

①第 1 号厚生年金被保険者

第 2 号厚生年金被保険者、第 3 号厚生年金被保険者及び第 4 号厚生年金被保険者以外の厚生年金保険の被保険者をいう。

②第 2 号厚生年金被保険者

国家公務員共済組合の組合員である厚生年金保険の被保険者をいう。

③第 3 号厚生年金被保険者

地方公務員共済組合の組合員である厚生年金保険の被保険者をいう。

④第 4 号厚生年金被保険者

私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者である厚生年金保険の被保険者をいう。

厚生年金保険（第 1 号）

この統計において、被保険者として使用する場合は、平成 26 年度以前は厚生年金保険被保険者を、平成 27 年度以降は第 1 号厚生年金被保険者をいう。

この統計において、受給（権）者として使用する場合は、厚生年金保険受給（権）者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成 27 年 9 月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給（権）者及び短期要件分の遺族厚生年金受給（権）者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者をいう。

短時間労働者

1 週間の所定労働時間又は 1 月間の所定労働日数が通常の労働者の 4 分の 3 未満であり、以下の要件を満たす厚生年金保険被保険者をいう。

① 1 週間の所定労働時間が 20 時間以上であること。

② 賃金の月額が 8.8 万円以上であること。

③ 学生でないこと。

④ 以下のいずれかに該当すること

ア. 国、地方公共団体又は従業員数が 101 人以上の会社で働いている。

イ. 従業員数が 100 人以下の会社で働いていて、社会保険に加入することについて労使で合意がなされている。

なお、この統計においては、④のアに該当する短時間労働者を「強制加入」、④のイに該当する短時間労働者を「任意加入」としている。

※ 1 ④のアの「地方公共団体」、及び④のイの要件は平成 29 年 4 月より追加されている。

※ 2 令和 4 年 9 月以前は、④のア、イの従業員数の規模要件はそれぞれ 501 人以上、500 人以下となっており、①～④の要件に加え、「雇用期間が 1 年以上見込まれること」の要件を満たす者としている。

育児休業等の被保険者

厚生年金保険法第81条の2又は第81条の2の2の規定により、当該月の保険料を免除される者をいう。

新法・旧法

昭和60年に国民年金法等の一部が改正され、昭和61年4月1日から施行されたことに伴い、基礎年金制度などの新しい年金制度が導入された。この統計においては、昭和60年改正前の法律に基づくものを「旧法」、改正後の法律に基づくものを「新法」という。

新規裁定

当該年度中に新たに裁定され、年金受給権を得た者が対象であり、年金額については裁定された時点で決定された年金額（年額）となっている。

なお、特別支給の老齢厚生年金の受給権者が65歳に到達した日以降、老齢基礎年金及び老齢厚生年金（本来支給もしくは繰下げ支給）を受給するようになった場合は、老齢基礎年金及び老齢厚生年金（本来支給もしくは繰下げ支給）ともに新規裁定には計上していない。

失権

当該期間（月又は年度）中に年金受給権を失った者が対象であり、年金額については失権した時点での年金額（年額）となっている。

なお、特別支給の老齢厚生年金の受給権者が65歳に到達した場合、法律上特別支給の老齢厚生年金は失権するが、統計上は失権には計上していない。

受給権者

年金を受ける権利を持っていて、本人の請求により裁定された者をいう。これには全額支給停止されている者も含む。

受給者

受給権者のうち、全額支給停止されていない者をいう。

年金総額

ある時点においてとらえた受給権者又は受給者について、その時点で決定済の年金額（年額）である。また、受給者の年金額には一部支給停止されている金額も含んでいる。

ただし、昭和16年4月2日以降生まれの特別支給の老齢厚生年金受給権者のうち、老齢基礎年金を全額繰り上げした者の年金額には、定額部分の停止額を含まない。

平均年金月額

年金総額を受給権者数又は受給者数で除することにより平均年金額を求め、これを12で除した金額をいう。

厚生年金保険においては、特に断りがないかぎり、厚生年金基金代行分及び新法厚生年金保険と併給される基礎年金額が含まれている。

厚生年金保険の年金種別

給付の種類については、以下のように分類して、統計を作成している。

年金の種類別	旧法厚生年金保険	旧法船員保険	新法厚生年金保険	旧法旧共済組合	新法旧共済組合
老齢給付					
老齢年金	老齢年金	老齢年金 (養老年金)	老齢厚生年金 〔老齢相当 通老相当 ・25年未満〕	退職年金	退職共済年金 〔退年相当 通退相当 ・25年未満〕
通算老齢年金 ・25年未満	通算老齢年金 特例老齢年金	通算老齢年金 特例老齢年金		減額退職年金 通算退職年金	
障害年金(障害給付)	障害年金	障害年金	障害厚生年金	障害年金	障害共済年金
遺族給付					
遺族年金	遺族年金	遺族年金	遺族厚生年金 特例遺族年金	遺族年金	遺族共済年金
通算遺族年金	通算遺族年金 特例遺族年金	通算遺族年金 特例遺族年金		通算遺族年金	

注. 平成27年度以降の新法厚生年金保険の受給(権)者は、厚生年金保険(第1号)の受給(権)者について、統計を作成している。

国民年金の年金種別

給付の種類については、以下のように分類して、統計を作成している。

年金種別	旧法拠出制	基礎年金
老齢給付		
老齢年金 ・25年以上	老齢年金 (特例支給、5年年金・10年年金を含む)	老齢基礎年金 〔25年以上 25年未満〕
通算老齢年金 ・25年未満	通算老齢年金	
障害年金	障害年金	障害基礎年金
遺族年金	寡婦年金・母子年金・準母子年金・遺児年金	遺族基礎年金

注. 寡婦年金については、新法においても存続しているが、国民年金第1号被保険者であった夫の妻のみに対して適用され、基礎年金一律の給付ではないため、新法分も便宜上旧法拠出制に計上している。

(旧法における)老齢年金

- ① 旧法厚生年金保険の年金であり、原則として、被保険者期間が20年以上(中高齢特例に該当する場合は15年以上)ある者が60歳から支給される年金をいう。
- ② 旧法国民年金の年金であり、原則として、保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が25年以上ある者が65歳から支給される年金をいう。

(旧法における)通算老齢年金

旧法厚生年金保険及び旧法国民年金の年金であり、いくつかの年金制度に加入した者が、各年金制度の加入期間を合計(通算)して一定期間以上ある場合に、各制度からそれぞれの加入期間に応じて支給される年金をいう。なお、特に断りがなければ、旧法の通算老齢年金(退職)には、特例老齢年金を含んでいる。

(新法の老齢厚生年金の)老齢相当、通老相当・25年未満

この統計においては、新法の老齢厚生年金のうち、原則として、厚生年金保険の被保険者期間が20年以上(昭和27年4月1日以前生まれの者。昭和27年4月2日以降生まれの者は段階的に21年以上に引き上がり、昭和31年4月2日以降生まれの者は25年以上。中高齢特例に該当する場合は15年以上)の者を、旧法の老齢年金に相当するものとして「老齢相当」に、新法の老齢厚生年金のうち「老齢相当」以外のものを「通老相当・25年未満」として計上している。

なお、旧共済組合の新法の退職共済年金も同様に、旧法の退職年金に相当するものを「退年相当」、「退年相当」以外のものを「通退相当・25年未満」に計上している。

(新法基礎年金の) 25年以上、25年未満

この統計においては、老齢基礎年金のうち、原則として、老齢基礎年金の受給資格期間を25年以上有するものを「25年以上」に、老齢基礎年金のうち、「25年以上」以外のものを「25年未満」として計上している。

なお、平成29年8月に、年金を受給するための受給資格期間が25年から10年に短縮されたが、平成29年7月以前においても、老齢基礎年金の支給要件の特例により、老齢基礎年金の受給資格期間が25年未満であっても、老齢基礎年金を受給できる場合がある。その特例に該当するものについても「25年以上」に計上している。

(厚生年金保険計における) 老齢年金

この統計においては、旧法厚生年金保険の老齢年金、旧法船員保険の老齢年金、老齢厚生年金の老齢相当、旧共済組合旧法の退職年金、減額退職年金及び退職共済年金の退年相当の総計をいう。

(国民年金計における) 老齢年金・25年以上

この統計においては、旧法国民年金の老齢年金及び基礎年金の25年以上の総計をいう。

(厚生年金保険計、国民年金計における) 通算老齢年金・25年未満

この統計においては、

- ① 旧法厚生年金保険の通算老齢年金、旧法船員保険の通算老齢年金、老齢厚生年金の通老相当・25年未満、旧共済組合旧法の通算退職年金及び退職共済年金の通退相当・25年未満の総計
- ② 旧法国民年金の通算老齢年金及び基礎年金の25年未満の総計をいう。

基礎または定額あり・基礎及び定額なし

新法の老齢厚生年金受給権者又は受給者のうち、老齢基礎年金併給者又は特別支給の老齢厚生年金の定額部分を受給している者を「基礎または定額あり」といい、老齢基礎年金及び特別支給の老齢厚生年金の定額部分を受給していない者を「基礎及び定額なし」という。

基礎のみ

新法基礎年金受給権者又は受給者のうち、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない者をいう。

基礎のみ共済なし

新法基礎年金受給権者又は受給者のうち、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない者で、さらに、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を有しない者をいう。

遺族年金の短期要件及び長期要件

遺族厚生年金の支給要件のうち、以下の①～③を「短期要件」という。また、④を「長期要件」という。

- ① 死亡日に厚生年金保険の被保険者であった場合。
- ② 厚生年金保険の被保険者であった間に初診日のあるけがや病気が原因で初診日から5年以内に死亡した場合。
- ③ 障害等級1級又は2級に該当する障害厚生年金の受給権者が死亡した場合。
- ④ 老齢厚生年金の受給権者又は老齢厚生年金の受給資格期間を満たしている者が死亡した場合。

共済組合等

国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団をいう。

旧共済組合

平成9年4月1日から旧公共企業体の共済組合（旧日本鉄道共済組合、旧日本たばこ産業共済組合及び旧日本電信電話共済組合）の長期給付事業が厚生年金保険に統合され、平成14年4月1日から旧農林漁業団体職員共済組合が厚生年金保険に統合された。統合時点で受給権が発生していた者の年金も厚生年金保険から給付されており、これらの分を「旧共済組合」という。

その他

- 1 統計表の符号の用法は次のとおりである。
 - 「・」は統計項目のあり得ないもの（制度的にないもの）
 - 「-」は計数のないもの
 - 「0」は四捨五入の結果1単位に満たない数となったもの
 - 「…」は計数不明（未調査等）のもの
 - 「△」は負数
- 2 単位未満の数は四捨五入しているため、内容の計と合計とは一致しないことがある。

年金生活者支援給付金の状況

年金生活者支援給付金の状況

(1) 年金生活者支援給付金件数及び給付金総額（令和6年3月）

（単位：件、百万円）

	件数	給付金総額
総数	7,845,083	32,858
老齢年金生活者支援給付金	4,567,219	18,333
補足的老齢年金生活者支援給付金	1,059,912	2,243
障害年金生活者支援給付金	2,140,043	11,889
遺族年金生活者支援給付金	77,909	394

注. 令和6年3月において認定されている件数及び給付金総額（月額）である。

(2) 年金生活者支援給付金平均給付金額（月額）（令和6年3月）

（単位：円）

	平均給付金額
老齢年金生活者支援給付金	4,014
補足的老齢年金生活者支援給付金	2,116
障害年金生活者支援給付金	5,555
遺族年金生活者支援給付金	5,057

注. 令和6年3月において認定されている支給分に係る平均給付金額（月額）である。

(3) 都道府県別 年金生活者支援給付金件数及び給付金総額（令和6年3月）

（単位：件、百万円）

都道府県	総数		老齢年金生活者支援給付金		補足の老齢年金生活者支援給付金		障害年金生活者支援給付金		遺族年金生活者支援給付金	
	件数	給付金総額	件数	給付金総額	件数	給付金総額	件数	給付金総額	件数	給付金総額
	全 国	7,845,083	32,858	4,567,219	18,333	1,059,912	2,243	2,140,043	11,889	77,909
北海道	472,781	1,936	291,102	1,155	65,176	138	113,288	626	3,215	16
青森	122,295	562	76,527	357	15,300	33	29,544	167	924	5
岩手	90,130	421	49,572	233	11,860	26	27,719	158	979	5
宮城	136,555	594	78,557	331	17,401	37	38,960	218	1,637	8
秋田	82,771	375	49,736	230	11,632	25	20,703	116	700	4
山形	59,930	280	30,783	143	7,813	18	20,573	115	761	4
福島	116,238	517	64,653	285	15,750	34	34,449	191	1,386	7
茨城	164,512	699	98,999	405	20,494	43	43,111	242	1,908	10
栃木	110,131	482	62,517	265	13,962	30	32,327	181	1,325	7
群馬	115,292	500	64,202	270	16,894	37	32,875	187	1,321	7
埼玉	377,059	1,496	226,888	837	48,485	100	97,281	536	4,405	22
千葉	343,924	1,390	206,190	774	42,546	89	91,529	508	3,659	19
東京都	664,251	2,635	400,742	1,466	83,700	176	173,114	959	6,695	34
神奈川県	474,271	1,850	276,993	964	58,426	120	133,915	740	4,937	25
新潟	125,087	559	63,133	275	17,092	37	43,301	239	1,561	8
富山	49,590	217	22,903	95	7,995	18	17,980	100	712	4
石川	60,025	259	28,670	117	9,248	20	21,376	118	731	4
福井	33,305	149	14,516	61	4,568	10	13,727	76	494	2
山梨	52,297	232	30,403	133	6,627	14	14,786	82	481	2
長野	115,051	513	53,703	228	15,737	34	44,302	244	1,309	7
岐阜	107,918	462	57,695	237	16,016	35	32,914	183	1,293	7
静岡	189,024	813	98,246	405	27,329	58	61,148	338	2,301	12
愛知	361,403	1,485	201,902	776	48,138	100	106,812	587	4,551	23
三重	105,957	458	56,838	240	16,317	36	31,750	177	1,052	5
滋賀	68,908	303	35,089	149	9,823	21	23,043	128	953	5
京都	181,701	745	110,538	439	25,424	53	44,242	245	1,497	8
大阪	635,057	2,495	399,561	1,477	81,473	164	148,705	827	5,318	27
兵庫県	368,000	1,469	228,120	867	50,615	106	85,958	479	3,307	17
奈良	99,010	419	62,132	256	12,295	27	23,766	133	817	4
和歌山	84,896	365	53,056	225	11,011	24	20,196	113	633	3
鳥取	33,993	151	16,686	73	5,317	12	11,598	64	392	2
島根	42,311	189	20,523	88	6,205	14	15,122	85	461	2
岡山	113,133	483	58,447	244	19,141	42	34,422	192	1,123	6
広島	169,855	694	93,160	365	27,406	59	47,532	262	1,757	9
山口	99,091	413	56,667	233	17,416	39	24,223	137	785	4
徳島	59,658	262	35,266	154	8,445	18	15,525	89	422	2
香川	57,592	247	30,528	131	10,263	22	16,171	91	630	3
愛媛	116,369	505	66,597	291	18,126	39	30,737	170	909	5
高知	65,564	288	40,006	178	9,321	20	15,786	87	451	2
福岡	362,212	1,529	216,381	888	47,523	98	94,914	527	3,394	17
佐賀	49,414	224	25,043	112	6,774	15	17,046	95	551	3
長崎	115,846	511	70,313	310	15,378	33	29,266	164	889	4
熊本	136,806	612	75,974	339	19,104	41	40,561	226	1,167	6
大分	95,588	406	57,633	242	13,255	28	23,986	133	714	4
宮崎	95,399	415	54,334	238	14,920	32	25,308	141	837	4
鹿児島	147,181	654	84,483	383	22,848	50	38,605	215	1,245	6
沖縄	117,520	593	71,069	369	9,317	19	35,825	198	1,309	7
その他	182	0	143	0	6	0	22	0	11	0

注. 令和6年3月において認定されている件数及び給付金総額（月額）である。

(4) 年齢階級別 年金生活者支援給付金件数及び平均給付金額（月額）

老齢年金生活者支援給付金（令和6年3月）

（単位：件、円）

年 齢	件数	平均給付金額
総 数	4,567,219	4,014
70歳未満	435,394	4,691
70～74歳	635,050	4,187
75～79歳	834,356	3,930
80～84歳	961,238	3,835
85～89歳	838,257	3,883
90歳以上	862,924	3,952

注. 令和6年3月において認定されている件数及び平均給付金額（月額）である。

補足的な老齢年金生活者支援給付金（令和6年3月）

（単位：件、円）

年 齢	件数	平均給付金額
総 数	1,059,912	2,116
70歳未満	85,663	2,027
70～74歳	212,606	1,987
75～79歳	255,016	2,032
80～84歳	219,182	2,089
85～89歳	163,131	2,226
90歳以上	124,314	2,478

注. 令和6年3月において認定されている件数及び平均給付金額（月額）である。

障害年金生活者支援給付金（令和6年3月）

（単位：件、円）

年 齢	件数	平均給付金額
総 数	2,140,043	5,555
30歳未満	259,883	5,527
30～39歳	304,842	5,496
40～49歳	373,295	5,483
50～59歳	453,794	5,497
60～69歳	376,665	5,579
70～79歳	265,223	5,703
80歳以上	106,341	5,847

注. 令和6年3月において認定されている件数及び平均給付金額（月額）である。

遺族年金生活者支援給付金（令和6年3月）

（単位：件、円）

年 齢	件数	平均給付金額
総 数	77,909	5,057
20歳未満	5,861	4,031
20～29歳	582	5,140
30～39歳	8,123	5,140
40～49歳	35,120	5,140
50～59歳	26,717	5,140
60歳以上	1,506	5,140

注. 令和6年3月において認定されている件数及び平均給付金額（月額）である。

(5) 男女別給付金額階級別 年金生活者支援給付金件数

老齡年金生活者支援給付金（令和6年3月）

（単位：件）

給付金額	総 数		
		男 子	女 子
総 数	4,567,219	739,775	3,827,444
千円以上 千円未満			
～ 1	86,588	12,630	73,958
1 ～ 2	347,706	66,076	281,630
2 ～ 3	664,880	74,404	590,476
3 ～ 4	1,143,212	130,423	1,012,789
4 ～ 5	1,034,523	187,272	847,251
5 ～ 6	980,342	190,162	790,180
6 ～ 7	165,734	41,347	124,387
7 ～ 8	81,219	21,026	60,193
8 ～ 9	38,427	10,177	28,250
9 ～ 10	16,503	4,267	12,236
10 ～	8,085	1,991	6,094
平均給付金額	円 4,014	円 4,294	円 3,960

注. 令和6年3月において認定されている件数及び平均給付金額（月額）である。

補足的老齡年金生活者支援給付金（令和6年3月）

（単位：件）

給付金額	総 数		
		男 子	女 子
総 数	1,059,912	180,368	879,544
千円以上 千円未満			
～ 1	259,034	50,146	208,888
1 ～ 2	263,638	49,025	214,613
2 ～ 3	249,355	38,288	211,067
3 ～ 4	189,403	25,849	163,554
4 ～	98,482	17,060	81,422
平均給付金額	円 2,116	円 1,992	円 2,142

注. 令和6年3月において認定されている件数及び平均給付金額（月額）である。

障害年金生活者支援給付金（令和6年3月）

（単位：件）

給付金額	件数
総数	2,140,043
千円以上 千円未満	
5 ～ 6	1,448,285
6 ～ 7	691,758
平均給付金額	円 5,555

注. 令和6年3月において認定されている件数及び平均給付金額（月額）である。

遺族年金生活者支援給付金（令和6年3月）

（単位：件）

給付金額	件数
総数	77,909
千円以上 千円未満	
～ 1	6
1 ～ 2	631
2 ～ 3	1,648
3 ～ 4	—
4 ～ 5	—
5 ～	75,624
平均給付金額	円 5,057

注. 令和6年3月において認定されている件数及び平均給付金額（月額）である。

(6) 月別 年金生活者支援給付金件数及び給付金総額

年 月	総数		老齢年金生活者支援給付金		補足的な老齢年金生活者支援給付金		障害年金生活者支援給付金		遺族年金生活者支援給付金	
	件数	給付金総額	件数	給付金総額	件数	給付金総額	件数	給付金総額	件数	給付金総額
	件	百万円	件	百万円	件	百万円	件	百万円	件	百万円
令和5年4月	7,789,154	32,683	4,598,729	18,491	1,027,658	2,185	2,093,873	11,658	68,894	349
令和5年5月	7,780,386	32,655	4,589,871	18,459	1,025,860	2,180	2,095,181	11,664	69,474	352
令和5年6月	7,772,291	32,634	4,578,265	18,414	1,023,843	2,175	2,099,712	11,687	70,471	357
令和5年7月	7,767,451	32,625	4,571,247	18,390	1,021,955	2,171	2,103,025	11,704	71,224	360
令和5年8月	7,765,743	32,631	4,564,251	18,364	1,020,305	2,167	2,109,010	11,734	72,177	365
令和5年9月	7,761,759	32,625	4,557,403	18,340	1,018,324	2,162	2,113,081	11,755	72,951	369
令和5年10月	8,107,345	33,790	4,783,066	19,255	1,136,953	2,406	2,113,584	11,756	73,742	373
令和5年11月	7,846,726	32,825	4,584,143	18,381	1,063,846	2,256	2,124,061	11,810	74,676	378
令和5年12月	7,855,689	32,874	4,588,041	18,406	1,063,796	2,255	2,128,355	11,831	75,497	382
令和6年1月	7,856,183	32,882	4,584,774	18,396	1,063,483	2,253	2,131,593	11,847	76,333	386
令和6年2月	7,851,141	32,873	4,576,624	18,368	1,061,646	2,248	2,135,750	11,867	77,121	390
令和6年3月	7,845,083	32,858	4,567,219	18,333	1,059,912	2,243	2,140,043	11,889	77,909	394

注. 各月において認定されている件数及び給付金総額（月額）である。

(7) 月別 年金生活者支援給付金平均給付金額（月額）

年 月	老齢年金生活者支援給付金	補足的な老齢年金生活者支援給付金	障害年金生活者支援給付金	遺族年金生活者支援給付金
	平均給付金額	平均給付金額	平均給付金額	平均給付金額
	円	円	円	円
令和5年4月	4,021	2,126	5,568	5,061
令和5年5月	4,022	2,125	5,567	5,060
令和5年6月	4,022	2,125	5,566	5,060
令和5年7月	4,023	2,124	5,565	5,060
令和5年8月	4,024	2,124	5,564	5,059
令和5年9月	4,024	2,123	5,563	5,058
令和5年10月	4,026	2,116	5,562	5,059
令和5年11月	4,010	2,121	5,560	5,058
令和5年12月	4,012	2,120	5,559	5,057
令和6年1月	4,012	2,118	5,558	5,057
令和6年2月	4,013	2,117	5,557	5,057
令和6年3月	4,014	2,116	5,555	5,057

注. 各月において認定されている支給分に係る平均給付金額（月額）である。